

高浜市建築物耐震改修促進計画(改定素案) に対する皆さんの意見を募集します



平成17年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され、計画的な耐震化を進めるため、各自治体で「耐震改修促進計画」を策定することとなり、県は平成18年度に「愛知県建築物耐震改修促進計画」を策定しました。

本市においても、今後、迅速かつ計画的に住宅や建築物の耐震化を進め、市民の生命や財産を守るため具体的な耐震化の目標や目標達成に必要な施策などを定める「高浜市建築物耐震改修促進計画」を平成20年度に策定し、県と協力して昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の無料耐震診断の実施や耐震改修費の補助などを行ってきました。

南海トラフ巨大地震の発生が危惧されるなか、計画内容を見直すため、改定素案に対する意見を募集します。寄せられた意見は、計画内容に反映できるかを検討し、後日、意見の採否やその理由などの概要を公表します。

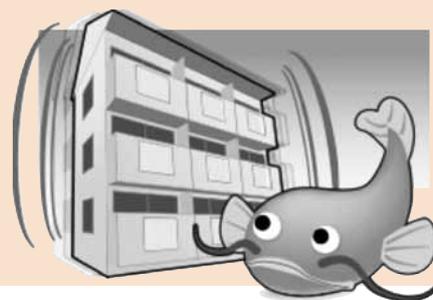
高浜市建築物耐震改修促進計画(改定素案)

平成25年5月に内閣府の重要政策会議である「中央防災会議」により、南海トラフ巨大地震の被害想定が取りまとめられ、その最終報告書が公表されました。あわせて、同年11月には「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され、耐震診断・耐震改修の努力義務の拡大、建築物の耐震改修計画の認定基準の緩和などの措置が定められました。

また愛知県では、平成23年度「愛知県建築物耐震改修促進計画ーあいち減災プラン2020ー」が改定され、住宅の耐震化率を平成32年度までに95%とする新たな目標が定められました。

本市においても、これらの法改正や県計画の新たな目標や考え方を取り入れ、「高浜市建築物耐震改修促進計画」の改定を行います。

- 計画期間 平成28年度～32年度(5年間)
- 計画内容
 - ①目標耐震化率95%
 - ②現状の耐震化率および目標達成に向けての施策
 - ③耐震化促進の基本的な方策
 - ・住宅の耐震化促進
 - ・特定建築物の耐震化促進



■「改定素案」の入手方法

- ①窓口で配布…市役所・いきいき広場・各公民館・各ふれあいプラザ・図書館で配布
- ②ホームページ…市公式ホームページからダウンロード可(1月15日(金)～)

■意見の提出期間 1月15日(金)～2月15日(月) ※郵送の場合は当日消印有効

■提出方法 次のいずれかの方法により提出してください。(提出様式は任意)

- ①改定素案配布場所に設置してある「意見提出箱」へ投函
- ②都市防災グループ窓口(市役所2階16番)へ持参
- ③郵送、ファクス、電子メールで提出

※提出にあたっては「氏名」「住所」「電話番号」「意見とその理由(該当箇所)」を明記してください。

■意見募集結果の公表 「広報たかはま」4月15日号を予定

提出・問合せ先 岡都市防災グループ ☎444-1398(住所不要)
☎52-1111(内線229) ☎52-1110 Eメール bousai@city.takahama.lg.jp